



(注1) 水インフラは、当社の創業者、名誉会長、主要株主かつ筆頭株主である菅脩氏、及び、菅脩氏の次女の配偶者であり、当社の代表取締役社長である菅伸彦氏（以下、菅脩氏及び菅伸彦氏を「創業家」といいます。）がその発行済株式の全部（菅脩氏が所有する水インフラの発行済株式総数に対する所有割合は 1.00%、菅伸彦氏が所有する水インフラの発行済株式総数に対する所有割合は 99.00%）を所有する株式会社です。

(注2) 「所有割合」とは、当社が平成 30 年 11 月 5 日に公表した「平成 30 年 12 月期第 3 四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）」に記載された平成 30 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数 7,796,800 株から、同日現在の当社が所有する自己株式数（1,055,465 株）を控除した株式数（6,741,335 株）に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の記載について同じです。

## 2. 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、850 円

## 3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

### (1) 意見の内容

当社は、平成 30 年 11 月 5 日開催の取締役会において、下記「(2) 意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けについて、賛同する意見を表明するとともに、当社株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

なお、上記取締役会決議は、下記「(6) 利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

### (2) 意見の根拠及び理由

#### ① 本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、有価証券の保有、運用及び投資を主たる目的として、昭和 50 年 10 月に設立され、本日現在、株式会社水インフラ（以下「水インフラ」といいます。）がその発行済株式の全部を所有する株式会社であり、創業家及びその一族の資産管理会社とのことです。公開買付者は、本日現在、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部に上場している当社株式 553,000 株（所有割合：8.20%）を所有する当社の第 2 位の大株主であるとのことです。

今般、公開買付者は、菅脩氏が所有する当社株式 1,470,535 株（所有割合：21.81%。以下「応募予定株式」といいます。）を取得することを目的として本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

なお、本公開買付けに際して、公開買付者は、菅脩氏との間で、平成 30 年 11 月 5 日付で、応募予定株式の全てについて、菅脩氏が本公開買付けに応募する旨を合意しているとのことです。当該合意の詳細については、下記「4. 本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

本公開買付けは、公開買付者による菅脩氏が所有する応募予定株式の取得を主たる目的として実施するため、本公開買付けは当社株式の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者は本公開買付け成立後も当社株式の上場を維持する方針であるとのことです。したがって、公開買付者は、買付予定数の上限及び下限を、応募予定株式と同数の 1,470,535 株（所有割合：21.81%）としており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 13 第 5 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の修正を含みます。）第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に

係る受渡しその他の決済を行うとのことです。なお、この場合、菅脩氏は本公開買付け後も当社株式の一部を所有することになりますが、公開買付者は、本日現在において、菅脩氏から当該株式を継続して保有する旨を伺っているとのことです。他方、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(1,470,535株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。

また、当社は、平成30年11月5日開催の当社取締役会において、(i)会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社の定款の規定に基づき、本公開買付け終了後、速やかに自己株式の取得を行うこと及びその具体的な取得方法として当社株式に対する公開買付け(以下「本自己株公開買付け」といいます。)を、平成30年12月6日から平成31年1月24日までの期間を買付け等の期間として実施すること、(ii)本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)は市場価格からディスカウントした価格である一方で、本自己株公開買付けの買付け等の価格(以下「本自己株公開買付価格」といいます。)は、本自己株公開買付けの目的に照らし、多数の応募を集めることを目的としていることから、市場価格にプレミアムを付した1株当たり1,000円とすること、(iii)本自己株公開買付けにおける買付予定数については、当社の財務状況等も勘案の上、1,000,000株(平成30年11月5日現在の当社の発行済株式数7,796,800株に対する割合は12.83%(小数点以下第三位を四捨五入))を上限とすることを決定しております。なお、本自己株公開買付けは、本公開買付けの成否にかかわらず、その終了後速やかに実施することとしております。本自己株公開買付価格その他本自己株公開買付けの詳細については、当社が平成30年11月5日付で公表した「自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ」をご参照ください。

## ② 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

当社は、公開買付者より、本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針につき、以下の説明を受けております。

当社は、昭和37年1月に上下水道の計画及び設計・施工監理を主たる目的として設立され、平成8年7月に日本証券業協会に株式を店頭登録、平成10年9月には東京証券取引所市場第二部に株式を上場し、本日現在においては、子会社1社(非連結子会社1社)、関連会社2社とともに、上下水道に関する調査・計画・実施設計・施工監理及び都市施設情報などの公共事業等に関する建設コンサルタント業を主な事業としております。

当社の主要なビジネスターゲットである上下水道事業については、高度成長期に集中的に整備されてきた上下水道施設の多くが今後耐用年数を迎えることから、他の公共インフラと同様に老朽化した施設の計画的な改築・更新、必要な事業予算の確保が求められています。また、度重なる豪雨や地震による被災への対応についてのニーズも高まっています。このような観点も踏まえ、当社の事業と関わりが深い国土交通省の平成30年度予算においては、「防災・安全交付金」と「社会資本整備総合交付金」の総額で前年度並みの予算が計上されております。また、全国の政令指定都市及び東京都区部の下水道事業費については、合計で対前年度比1.3%増の予算が確保されています。

当社は、こうしたニーズに応えるべく、「維持・運営の時代」を見据えた組織づくり、役職員間での意思疎通と情報共有、部署別経営指標の随時確認による経営課題の迅速な軌道修正、受注したプロジェクトの適正な予算管理、工程管理、外注管理、社内エンジニアのスキル向上、次代を担う若手人材の確保・育成、「働き方改革先進企業」を目指した長時間労働の是正や健康経営の促進、社員一人ひとりがそれぞれの事情に応じていきいきと働くことができる社内制度・オフィス環境の導入、社外ネットワークの拡大などにより、生産性向上と原価低減を図り、社員還元と収益の拡大に努めてまいりました。

同時に、当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の最重要課題の一つと考えており、将来における安定的な事業の成長による企業価値の向上と当社を取り巻く経営環境の変化に対応するために必要な内部留保を確保しつつ、業績や経営環境等を総合的に勘案し、配当及び機動的な自己株式の取得等を組み合わせることにより、資本効率の向上をもって当社の株主利益及び1株当たりの株式価値向上を目指すとともに、株主の皆様に対する総合的な利益還元を図ってまいりました。具体的には、配当については、当社の経営の基本方針に基づき、平成27年12月期は1株当たり6円、平成28年12月期は1株当たり8円、平成29年12月期は1株当たり12円と持続可

能な範囲内で配当を行ってまいりました。また、上記のとおり、株主の皆様に対する利益還元を目的として、自己株式の取得についても、平成 26 年 11 月 7 日開催の取締役会の決議に基づき、同年 11 月 10 日付で、市場買付け（自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付け）の手法による自己株式の取得を実施し、当社株式 780,000 株（当時の発行済株式総数（7,467,133 株）に対する割合 10.45%（小数点以下第三位を四捨五入））を取得いたしました。なお、当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる旨を定款に定めています。

そして、当社では、足元の堅調な業績推移を踏まえ、平成 30 年 3 月上旬より、更なる資本効率の向上とともに、株主の皆様への利益還元が引き続き経営上の最重要課題の一つであるとの認識の下、更なる自己株式の取得による株主還元を検討しておりましたが、自己株式の取得の方法として市場買付けを選択した場合、現状の当社株式の東京証券取引所市場第二部における取引高を前提とすると、当社が市場価格をもって一度に買付けできる数量が限定的となることが予想されることに鑑み、今次実施する自己株式の具体的な取得方法としては、買付価格を市場価格にプレミアムを付した価格とすることにより一定規模の買付数量の達成を見込めることや、株主間の平等性、取引の透明性及び市場における取引状況等を総合的に勘案し、平成 30 年 4 月下旬、公開買付けによる手法が適切であると判断いたしました。

一方、当社の創業者、名誉会長、主要株主かつ筆頭株主である菅脩氏は、平成 30 年 3 月 29 日開催の当社株主総会において報告された、平成 29 年 12 月期の当社の業績結果を踏まえて、当社の代表取締役社長である菅伸彦氏中心の現経営執行体制が軌道に乗ったと判断し、その一方、自身の年齢に鑑みて、自身に相続等が発生した場合に当社株式が分散することで当社の経営体制に支障を来す可能性を勘案し、平成 30 年 5 月上旬より、当社が更に企業価値を向上していくための方法について検討を開始し、株主として、今後の外部環境の変化も踏まえて当社の中長期的な企業価値向上を安定的に支える体制の整備が必要との考えに至ったとのことです。その結果、菅脩氏は、同氏が所有する当社株式を公開買付者に集約させ、将来発生する当社の経営体制の承継を円滑に行うことができる創業家の新体制を整備する方針を固め、当該体制整備の実施時期について取引金融機関とも協議を進めてきたとのことです。

このような状況の下、当社は、平成 30 年 5 月下旬、菅脩氏に対して、当社が更なる株主還元を目的とした自己株式の取得を検討している旨を説明したところ、上記取引金融機関から菅脩氏に対する提案もあり、公開買付者及び菅脩氏は、当社が自己株式の取得を実施するタイミングと創業家一族の新体制を整備することに関して平成 30 年 6 月下旬から協議・交渉を重ねてきたとのことです。その結果、公開買付者及び菅脩氏は、平成 30 年 7 月上旬に、公開買付者が当社の安定的な大株主となり、菅脩氏が所有する当社株式を適切かつ効率的に集約・管理することにより、当社の企業価値を維持・向上していくための取組みを安定的に支える株主構成になるとの結論に至ったことから、菅脩氏が所有する当社株式を公開買付者に集約すること（以下「本件株式集約」といいます。）が適切であるとの合意に至ったとのことです。そして、公開買付者は、平成 30 年 8 月上旬、当社に対して、本件株式集約を検討している旨を説明し、本件株式集約と当社が検討している自己株式の取得を実施するタイミングについて、当社との間で協議を進めてまいりました。その結果、公開買付者と当社は、公開買付者による本件株式集約の実施は、法第 167 条第 1 項に規定される「公開買付け等の実施に関する事実」に該当することから、本件株式集約の公表前に当社が当該事実を知らず自己株式の取得を実施することは、当社において法第 167 条に規定されるインサイダー取引規制に抵触すると考えられること、他方で、当社による本自己株公開買付けの手法による自己株式の取得の実施については、当該自己株式の取得についての当社の決定が、インサイダー取引規制の対象となる当社の未公表の重要事実（法第 166 条第 2 項第 1 号ニ）に該当することから、本自己株公開買付けの公表前に公開買付者が当該事実を知らず本件株式集約を実施することは、公開買付者において法第 166 条に規定されるインサイダー取引規制に抵触すると考えられることから、平成 30 年 8 月中旬、当社による自己株式の取得と公開買付者による本件株式集約とを同時に公表した上で、それぞれを実施することが適切であるとの合意に至りました。

なお、上記の理由により当社による自己株式の取得にあわせて本件株式集約を実施することとしたことに伴い、当社の実施する本自己株公開買付けへの応募株式数によっては、結果として、本件株式集約及び本自己株公開買付けの実施後における公開買付者が有する当社株式の議決権の割合が 3 分の 1 を超える可能性があること（本自己株公開買付けにおける買付予定数の上限（1,000,000 株）に相当する数の買付け等を行った場合、公開買付者の当社株式の議決権の割合は 35.25%（小数点以下第三位を四捨五入）となります。）等を総合的に勘案し、公開買付者は、平

成 30 年 8 月下旬に、株主間の平等及び取引の透明性を図る観点から、公開買付けの手法により、本自己株公開買付けと同時に公表した上で本件株式集約を実施することが適切であると判断したとのことです。

以上の経緯及び検討を踏まえて、公開買付者は、平成 30 年 11 月 5 日に、本公開買付けを実施することを決定し、本公開買付けにおける当社株式 1 株当たりの買付け等の価格については、本公開買付けが本件株式集約を目的として行われるものであり、当社のその他の一般株主からの取得を目的とするものではないことから、菅脩氏と合意の上、本公開買付けの公表日の前営業日である平成 30 年 11 月 2 日の当社株式の東京証券取引所市場第二部における終値 940 円から 9.57%（小数点以下第三位を四捨五入）ディスカウントした価格となる 850 円とすることを決定したとのことです。

今後、公開買付者は、当社の安定的な大株主となり、将来的に発生する経営権の承継を円滑に行い、当社の企業価値を維持・向上していくための取り組みを長期的に支えることを目指していくとのことです。

### ③ 当社における意思決定の過程

当社は、本公開買付けにつき検討した結果、本公開買付けは、創業家及びその一族の資産管理会社である公開買付者が当社の安定的な大株主となり、菅脩氏が所有する当社株式を適切かつ効率的に集約・管理することにより、当社の企業価値を維持・向上していくための取り組みを安定的に支える株主構成が構築され、将来的に発生する経営権の承継を円滑に行うことができる創業家一族の新体制を整備するものになるとの結論に至ったことから、平成 30 年 11 月 5 日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議をするとともに、本公開買付けは当社株式の上場廃止を目的としたものではなく、本公開買付け後も引き続き当社株式を東京証券取引所において売却する機会が維持されることから、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、当社の株主の皆様のご判断に委ねる旨を併せて決議いたしました。

### (3) 算定に関する事項

当社は、本公開買付けにあたり、第三者算定機関から算定書を取得しておりません。

### (4) 上場廃止となる見込みの有無及びその事由

当社株式は、本日現在、東京証券取引所市場第二部に上場しておりますが、本公開買付けは、菅脩氏が所有する応募予定株式を取得することを主たる目的として実施するものであり、当社株式の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者は本公開買付け成立後も当社株式の上場を維持する方針であり、買付予定数の上限を 1,470,535 株としていることから、本公開買付け成立後、公開買付者が所有する当社株式は 2,023,535 株（所有割合：30.02%）となる予定です。したがって、本公開買付け成立後及び本自己株公開買付け成立後も、当社株式の上場は維持される見込みです。

### (5) いわゆる二段階買取に関する事項

本公開買付けは、当社株式の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者は、本日現在、本公開買付けの成立後に、当社株式を追加で取得することは予定していないとのことです。

### (6) 利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社は、本公開買付けの実施にあたり、当社の代表取締役社長である菅伸彦氏が公開買付者の完全親会社の株主でもあること、当社の創業者、名誉会長、主要株主かつ筆頭株主である菅脩氏（所有株式：1,470,535 株、所有割合：21.81%）がその所有する応募予定株式の全てについて本公開買付けに応募する旨を合意していること等を考慮して、当社の株主の皆様への影響に配慮し、本公開買付けの公正性を担保し利益相反を回避する観点から、以下の措置を実施しております。

### ① 当社における当社及び公開買付者から独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けにおける当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を確保するため、公開買付者及び当社から独立したリーガルアドバイザーとして岩田合同法律事務所を選任し、同事務所から、本公開買付けに関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について法的助言を受けております。

② 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

当社は、平成30年11月5日開催の当社の取締役会において、当社の取締役6名及び監査役3名のうち、菅伸彦氏を除く利害関係を有しない取締役全員及び利害関係を有しない監査役全員の一致により、本公開買付けが、創業家及びその一族の資産管理会社である公開買付者が当社の安定的な大株主となり、菅脩氏が所有する当社株式を適切かつ効率的に集約・管理することにより、当社の企業価値を維持・向上していくための取組みを安定的に支える株主構成が構築され、将来的に発生する経営権の承継を円滑に行うことができる創業家一族の新体制を整備するものになると認められることを根拠として、本公開買付けに賛同するとともに、本公開買付けは当社株式の上場廃止を目的としたものではなく、本公開買付け後も引き続き当社株式を東京証券取引所において売却する機会が維持されることから、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、当社の株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議しております。

なお、当社の代表取締役社長である菅伸彦氏は本公開買付けに関して利益相反のおそれを回避し、公正性を高めるため、公開買付者と当社との協議・交渉において当社の立場からは参加しておらず、本公開買付けに関する取締役会の審議及び決議にも参加しておりません。

4. 本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

本公開買付けに際して、公開買付者は、菅脩氏との間で、平成30年11月5日付で、応募予定株式の全て(1,470,535株、所有割合:21.81%)について、菅脩氏が本公開買付けに応募する旨を合意しているとのことです。なお、当該合意に基づく応募の前提条件は、特に定められていないとのことです。

5. 公開買付者又はその特別関係者間による利益供与の内容

該当事項はありません。

6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

7. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

8. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

9. 今後の見通し

上記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「② 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の通り、公開買付者は当社の安定的な大株主となり、将来的に発生する経営権の承継を円滑に行い、当社の企業価値を維持・向上していくための取組みを長期的に支えることを目指していくとのことです。

(添付資料)

公開買付者による平成30年11月5日付公表資料「オリジナル設計株式会社(証券コード4642)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

平成30年11月5日

各 位

会社名 株式会社東京スペックス  
代表者名 代表取締役社長 菅 温江

## オリジナル設計株式会社株式（証券コード 4642）に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社東京スペックス（以下「公開買付者」といいます。）は、平成30年11月5日、オリジナル設計株式会社（コード番号 4642、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 買付け等の目的等

##### （1）本公開買付けの概要

公開買付者は、有価証券の保有、運用及び投資を主たる目的として、昭和50年10月に設立され、本日現在、株式会社水インフラ（以下「水インフラ」といいます。（注1））がその発行済株式の全部を所有する株式会社であり、対象者の創業者、名誉会長、主要株主かつ筆頭株主である菅脩氏、及び、菅脩氏の次女の配偶者であり、対象者の代表取締役社長である菅伸彦氏（以下、菅脩氏及び菅伸彦氏を「創業家」といいます。）並びにその一族の資産管理会社です。公開買付者は、本日現在、東京証券取引所市場第二部に上場している対象者株式 553,000 株（所有割合（注2）：8.20%）を所有する対象者の第2位の大株主であります。

今般、公開買付者は、菅脩氏が所有する対象者株式 1,470,535 株（所有割合：21.81%。以下「応募予定株式」といいます。）を取得することを目的として本公開買付けを実施することを決定いたしました。

（注1）水インフラは、創業家がその発行済株式の全部（菅脩氏が所有する水インフラの発行済株式総数に対する所有割合は 1.00%、菅伸彦氏が所有する水インフラの発行済株式総数に対する所有割合は 99.00%）を所有する株式会社です。

（注2）「所有割合」とは、対象者が平成30年11月5日に公表した「平成30年12月期第3四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）」（以下「対象者平成30年12月期第3四半期決算短信」といいます。）に記載された平成30年9月30日現在の発行済株式総数 7,796,800 株から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（1,055,465 株）を控除した株式数（6,741,335 株）に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の記載について同じとします。

なお、本公開買付けに際して、公開買付者は、菅脩氏との間で、平成30年11月5日付で、応募予定株式の全てについて、菅脩氏が本公開買付けに応募する旨を合意しております。当該合意の詳細については、下記「（4）本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

本公開買付けは、公開買付者による菅脩氏が所有する応募予定株式の取得を主たる目的として実施するため、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者は本公開買付け成立後も対象者株式の上場を維持する方針です。したがって、公開買付者は、買付予定数の上限及び下限を、応募予定株式と同数の 1,470,535 株（所有割合：21.81%）としており、本公開買付けに応募された株券等

(以下「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。なお、この場合、菅脩氏は本公開買付け後も対象者株式の一部を所有することになりますが、公開買付者は、本日現在において、菅脩氏から当該株式を継続して所有する旨を伺っております。他方、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(1,470,535 株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

なお、対象者が平成 30 年 11 月 5 日に公表した「株式会社東京スペックによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、本公開買付けにつき検討した結果、本公開買付けは、創業家及びその一族の資産管理会社である公開買付者が対象者の安定的な大株主となり、菅脩氏が所有する対象者株式を適切かつ効率的に集約・管理することにより、対象者の企業価値を維持・向上していくための取組みを安定的に支える株主構成が構築され、将来的に発生する経営権の承継を円滑に行うことができる創業家一族の新体制を整備するものになるとの結論に至ったことから、平成 30 年 11 月 5 日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議をするとともに、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を目的としたものではなく、本公開買付け後も引き続き対象者株式を東京証券取引所において売却する機会が維持されることから、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、対象者の株主の皆様のご判断に委ねる旨を併せて決議したとのことです。

上記対象者取締役会の決議の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「2. 買付け等の概要」の「(5) 買付け等の価格の算定根拠等」の「② 算定の経緯」の「(本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置)」の「(ii) 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

また、対象者が平成 30 年 11 月 5 日に公表した「自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ」(以下「本自己株公開買付けプレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、平成 30 年 11 月 5 日開催の対象者取締役会において、(i) 会社法(平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び対象者の定款の規定に基づき、本公開買付け終了後、速やかに自己株式の取得を行うこと及びその具体的な取得方法として対象者株式に対する公開買付け(以下「本自己株公開買付け」といいます。)を、平成 30 年 12 月 6 日から平成 31 年 1 月 24 日までの期間を買付け等の期間として実施すること、(ii) 本公開買付けにおける対象者株式 1 株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)は市場価格からディスカウントした価格である一方で、本自己株公開買付けの買付け等の価格(以下「本自己株公開買付価格」といいます。)は、本自己株公開買付けの目的に照らし、多数の応募を集めることを目的としていることから、市場価格にプレミアムを付した 1 株当たり 1,000 円とすること、(iii) 本自己株公開買付けにおける買付予定数については、対象者の財務状況等も勘案の上、1,000,000 株(平成 30 年 11 月 5 日現在の対象者の発行済株式数 7,796,800 株に対する割合は 12.83% (小数点以下第三位を四捨五入))を上限とすることを決定しているとのことです。なお、本自己株公開買付けは、本公開買付けの成否にかかわらず、その終了後速やかに実施することとしているとのことです。本自己株公開買付価格その他本自己株公開買付けの詳細については、本自己株公開買付けプレスリリースをご参照ください。

## (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

公開買付者が本公開買付けを実施する背景、目的及び意思決定の過程は、以下のとおりです。なお、以下の記述中の対象者に関する記述は、対象者から受けた説明に基づくものです。

対象者は、昭和 37 年 1 月に上下水道の計画及び設計・施工監理を主たる目的として設立され、平成 8 年 7 月に日本証券業協会に株式を店頭登録、平成 10 年 9 月には東京証券取引所市場第二部に株式を上場し、本日現在においては、子会社 1 社(非連結子会社 1 社)、関連会社 2 社とともに、上下水道に関する調査・計画・実施設計・施工監理及び都市施設情報などの公共事業等に関する建設コンサルタント業を主な事業としております。



対象者の主要なビジネスターゲットである上下水道事業については、高度成長期に集中的に整備されてきた上下水道施設の多くが今後耐用年数を迎えることから、他の公共インフラと同様に老朽化した施設の計画的な改築・更新、必要な事業予算の確保が求められています。また、度重なる豪雨や地震による被災への対応についてのニーズも高まっています。このような観点も踏まえ、対象者の事業と関わりの深い国土交通省の平成30年度予算においては、「防災・安全交付金」と「社会資本整備総合交付金」の総額で前年度並みの予算が計上されております。また、全国の政令指定都市及び東京都区部の下水道事業費については、合計で対前年度比1.3%増の予算が確保されています。

対象者は、こうしたニーズに応えるべく、「維持・運営の時代」を見据えた組織づくり、役職員間での意思疎通と情報共有、部署別経営指標の随時確認による経営課題の迅速な軌道修正、受注したプロジェクトの適正な予算管理、工程管理、外注管理、社内エンジニアのスキル向上、次代を担う若手人材の確保・育成、「働き方改革先進企業」を目指した長時間労働の是正や健康経営の促進、社員一人ひとりがそれぞれの事情に応じていきいきと働くことができる社内制度・オフィス環境の導入、社外ネットワークの拡大などにより、生産性向上と原価低減を図り、社員還元と収益の拡大に努めてまいりました。

本自己株公開買付けプレスリリースによれば、同時に、対象者は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の最重要課題の一つと考えており、将来における安定的な事業の成長による企業価値の向上と対象者を取り巻く経営環境の変化に対応するために必要な内部留保を確保しつつ、業績や経営環境等を総合的に勘案し、配当及び機動的な自己株式の取得等を組み合わせることにより、資本効率の向上をもって対象者の株主利益及び1株当たりの株式価値向上を目指すとともに、株主の皆様に対する総合的な利益還元を図ってきたとのことです。具体的には、配当については、対象者の経営の基本方針に基づき、平成27年12月期は1株当たり6円、平成28年12月期は1株当たり8円、平成29年12月期は1株当たり12円と持続可能な範囲内で配当を行ってきたとのことです。また、上記のとおり、株主の皆様に対する利益還元を目的として、平成26年11月7日開催の取締役会の決議に基づき、同年11月10日付で、市場買付け（自己株式立会外買付け取引（ToSTNeT-3）による買付け）の手法による自己株式の取得を実施し、対象者株式780,000株（当時の発行済株式総数（7,467,133株）に対する割合10.45%（小数点以下第三位を四捨五入））を取得したとのことです。なお、対象者は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる旨を定款に定めているとのことです。

そして、対象者では、足元の堅調な業績推移を踏まえ、平成30年3月上旬より、更なる資本効率の向上とともに、株主の皆様への利益還元が引き続き経営上の最重要課題の一つであるとの認識の下、更なる自己株式の取得による株主還元を検討しておりましたが、自己株式の取得の手法として市場買付けを選択した場合、現状の対象者株式の東京証券取引所市場第二部における取引高を前提とすると、対象者が市場価格をもって一度に買付けできる数量が限定的となることが予想されることに鑑み、今次実施する自己株式の具体的な取得方法としては、買付価格を市場価格にプレミアムを付した価格とすることにより一定規模の買付数量の達成を見込めることや、株主間の平等性、取引の透明性及び市場における取引状況等を総合的に勘案し、平成30年4月下旬、公開買付けによる手法が適切であると判断したとのことです。なお、本自己株公開買付け価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる対象者株式の適正な価格として、市場価格を基準としつつも、自己株式の取得による資本効率の向上をもって対象者の株主利益及び1株当たりの株式価値向上を図るといふ、本自己株公開買付けの目的に照らし、多数の応募を集めることを目的として、市場価格にプレミアムを付すこととしたとのことです。

一方、対象者の創業者、名誉会長、主要株主かつ筆頭株主である菅脩氏は、平成30年3月29日開催の対象者株主総会において報告された、平成29年12月期の対象者の業績結果を踏まえて、対象者の代表取締役社長である菅伸彦氏中心の現経営執行体制が軌道に乗ったと判断し、その一方、自身の年齢に鑑みて、自身に相続等が発生した場合に対象者株式が分散することで対象者の経営体制に支障を来す可能性を勘案し、平成30年5月上旬より、対象者が更に企業価値を向上していくための方法について検討を開始し、株主として、今後の外部環境の変化も踏まえて対象者の中長期的な企業価値向上を安定的に支える体制の整備が必要との考えに至りました。その結果、菅脩氏は、同氏が所有する対象者株式を公開買付者に集約させ、将来発生する対象者の経営体制の承継を円滑に行うことができる創業家一族の新体制を整備する方針を固め、当該体制整備の実施時期について取引金融機関とも協議を進めてまいりました。

このような状況の下、菅脩氏は、対象者より、平成30年5月下旬に、対象者が更なる株主還元を目的とした自己株式の取得を検討している旨の説明を受け、上記取引金融機関から菅脩氏に対する提案もあり、公開買付者及び菅脩氏は、対象者が自己株式の取得を実施するタイミングと創業家一族の新体制を整備す

ることに関して平成 30 年 6 月下旬から協議・交渉を重ねてまいりました。その結果、公開買付者及び菅脩氏は、平成 30 年 7 月上旬に、公開買付者が対象者の安定的な大株主となり、菅脩氏が所有する対象者株式を適切かつ効率的に集約・管理することにより、対象者の企業価値を維持・向上していくための取組みを安定的に支える株主構成になるとの結論に至ったことから、菅脩氏が所有する対象者株式を公開買付者に集約すること（以下「本件株式集約」といいます。）が適切であるとの合意に至りました。そして、公開買付者は、平成 30 年 8 月上旬、対象者に対して、本件株式集約を検討している旨を説明し、本件株式集約と対象者が検討している自己株式の取得を実施するタイミングについて、対象者との間で協議を進めてまいりました。その結果、公開買付者と対象者は、公開買付者による本件株式集約の実施は、法第 167 条第 1 項に規定される「公開買付け等の実施に関する事実」に該当することから、本件株式集約の公表前に対象者が当該事実を知りながら自己株式の取得を実施することは、対象者において法第 167 条に規定されるインサイダー取引規制に抵触すると考えられること、他方で、対象者による本自己株公開買付けの手法による自己株式の取得の実施については、当該自己株式の取得についての対象者の決定が、インサイダー取引規制の対象となる対象者の未公表の重要事実（法第 166 条第 2 項第 1 号ニ）に該当することから、本自己株公開買付けの公表前に公開買付者が当該事実を知りながら本件株式集約を実施することは、公開買付者において法第 166 条に規定されるインサイダー取引規制に抵触すると考えられることから、平成 30 年 8 月中旬、対象者による自己株式の取得と公開買付者による本件株式集約とを同時に公表した上で、それぞれを実施することが適切であるとの合意に至りました。

なお、上記の理由により対象者による自己株式の取得にあわせて本件株式集約を実施することとしたことに伴い、対象者の実施する本自己株公開買付けへの応募株式数によっては、結果として、本件株式集約及び本自己株公開買付けの実施後における公開買付者が有する対象者株式の議決権の割合が 3 分の 1 を超える可能性があること（本自己株公開買付けにおける買付予定数の上限（1,000,000 株）に相当する数の買付け等を行った場合、公開買付者の対象者株式の議決権の割合は 35.25%（小数点以下第三位を四捨五入）となります。）等を総合的に勘案し、公開買付者は、平成 30 年 8 月下旬に、株主間の平等及び取引の透明性を図る観点から、公開買付けの手法により、本自己株公開買付けと同時に公表した上で本件株式集約を実施することが適切であると判断しました。

以上の経緯及び検討を踏まえて、公開買付者は、平成 30 年 11 月 5 日に、本公開買付けを実施することを決定し、本公開買付価格については、本公開買付けが本件株式集約を目的として行われるものであり、対象者のその他の一般株主からの取得を目的とするものではないことから、菅脩氏と合意の上、本公開買付けの公表日の前営業日である平成 30 年 11 月 2 日の対象者株式の東京証券取引所市場第二部における終値 940 円から 9.57%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同じとします。）ディスカウントした価格となる 850 円とすることを決定いたしました。

なお、公開買付者は、本公開買付けの成否にかかわらず、本公開買付け後に実施予定の本自己株公開買付けに応募する予定はありません。

今後、公開買付者は、対象者の安定的な大株主となり、将来的に発生する経営権の承継を円滑に行い、対象者の企業価値を維持・向上していくための取組みを長期的に支えることを目指します。

### (3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けの実施にあたり、対象者の代表取締役社長である菅伸彦氏が公開買付者の完全親会社の株主でもあること、対象者の創業者、名誉会長、主要株主かつ筆頭株主である菅脩氏（所有株式：1,470,535 株、所有割合：21.81%）がその所有する応募予定株式の全てについて本公開買付けに応募する旨を合意していること等を考慮して、対象者の株主の皆様への影響に配慮し、本公開買付けの公正性を担保し利益相反を回避する観点から、以下の措置を実施しているとのことです。

① 対象者における対象者及び公開買付者から独立した法律事務所からの助言

② 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

以上の詳細については、下記「2. 買付け等の概要」の「(5) 買付け等の価格の算定根拠等」の「② 算定の経緯」の「(本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置)」を

ご参照ください。

(4) 本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

本公開買付けに際して、公開買付者は、菅脩氏との間で、平成30年11月5日付で、応募予定株式の全て(1,470,535株、所有割合：21.81%)について、菅脩氏が本公開買付けに応募する旨を合意しております。なお、当該合意に基づく応募の前提条件は、特に定められておりません。

(5) 本公開買付け後、対象者の株券等を更に取得する予定の有無

本公開買付けは、菅脩氏が所有する応募予定株式1,470,535株(所有割合：21.81%)を取得することを主たる目的として実施するものであり、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者は、本日現在、本公開買付け成立後に対象者株式を追加で取得することは予定しておりません。なお、応募株券等の数の合計が買付予定数の上限(1,470,535株)を超え、公開買付者がその超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済が行われることとなる結果、菅脩氏が、応募予定株式の全てを本公開買付けにおいて公開買付者に売却することができない場合であっても、公開買付者は、菅脩氏より追加で対象者株式を取得することは予定しておりません。

(6) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所市場第二部に上場しておりますが、本公開買付けは、菅脩氏が所有する応募予定株式を取得することを主たる目的として実施するものであり、対象者株式の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者は本公開買付け成立後も対象者株式の上場を維持する方針であり、買付予定数の上限を1,470,535株としていることから、本公開買付け成立後、公開買付者が所有する対象者株式は2,023,535株(所有割合：30.02%)となる予定です。したがって、本公開買付け成立後及び本自己株公開買付け成立後も、対象者株式の上場は維持される見込みです。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名称	オリジナル設計株式会社	
② 所在地	東京都渋谷区元代々木町30番13号	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 菅 伸彦	
④ 事業内容	上下水道に関する調査・計画・実施設計・施工監理及び都市施設情報などの公共事業等に関する建設コンサルタント業	
⑤ 資本金	1,093,000千円(平成30年6月30日現在)	
⑥ 設立年月日	昭和37年1月23日	
⑦ 大株主及び特株比率 (平成30年6月30日現在)	菅 脩	18.86%
	株式会社東京スペックス	7.09%
	大関 淑子	3.88%
	株式会社SBI証券	3.49%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	2.43%
	株式会社みずほ銀行(常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	2.38%
	楽天証券株式会社	2.24%
	高島 昭俊	1.87%
	株式会社りそな銀行	1.28%
	今井 正利	1.21%

⑧ 公開買付者と対象者の関係 (平成30年6月30日現在)	資本関係	公開買付者は、対象者株式 553,000 株 (所有割合 : 8.20%) を所有しております。
	人的関係	公開買付者の取締役である菅脩氏が対象者の名誉会長を兼務しております。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(注) 「⑦ 大株主及び持株比率 (平成30年6月30日現在)」は、対象者が平成30年8月9日に提出した第57期第2四半期報告書の「大株主の状況」を基に記載しております。

(2) 買付け等を行う株券等の種類

普通株式

(3) 日程等

① 日程

公開買付開始公告日	平成30年11月6日 (火曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス <a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/</a> )
公開買付届出書提出日	平成30年11月6日 (火曜日)

② 届出当初の買付け等の期間

平成30年11月6日 (火曜日) から平成30年12月4日 (火曜日) まで (20 営業日)

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から本公開買付けにおける買付け等の期間 (以下「公開買付期間」といいます。) の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成30年12月18日 (火曜日) までとなります。

(4) 買付け等の価格

普通株式 1株につき金850円

(5) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

本公開買付価格については、本公開買付けの主たる目的が、菅脩氏が所有する応募予定株式 1,470,535 株 (所有割合 : 21.81%) を取得すること及び本件株式集約であるため、公開買付者及び菅脩氏が合意できる価格を本公開買付価格とすることといたしました。そして、公開買付者は、菅脩氏との間で協議・交渉を行った結果、平成30年8月上旬、本公開買付価格を本公開買付けの公表日の前営業日の対象者株式の東京証券取引所市場第二部における終値から10%程度ディスカウントした価格とすることで合意し、最終的に、公開買付者は、平成30年11月5日に本公開買付価格を850円とすることを決定いたしました。

なお、公開買付者は、菅脩氏との協議及び交渉を経て本公開買付価格を決定しており、第三者算定機関から株式価値算定書を取得しておりません。

本公開買付価格850円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成30年11月2日の東京証券取引所市場第二部における対象者株式の終値940円に対して9.57%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値901円 (円未満を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じとします。) に対して5.66%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値961円に対して11.55%、同日

までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値 926 円に対して 8.21%ディスカウントした価格となっております。

## ② 算定の経緯

(本公開買付価格の決定に至る経緯)

本公開買付価格については、本公開買付けの主たる目的が、菅脩氏が所有する応募予定株式 1,470,535 株（所有割合：21.81%）を取得すること及び本件株式集約であるため、公開買付者及び菅脩氏が合意できる価格を本公開買付価格とすることといたしました。そして、公開買付者は、菅脩氏との間で協議・交渉を行った結果、平成 30 年 8 月上旬、本公開買付価格を本公開買付けの公表日の前営業日の対象者株式の東京証券取引所市場第二部における終値から 10%程度ディスカウントした価格とすることで合意し、最終的に、公開買付者は、平成 30 年 11 月 5 日に本公開買付価格を 850 円とすることを決定いたしました。

なお、公開買付者は、菅脩氏との協議及び交渉を経て本公開買付価格を決定しており、第三者算定機関から株式価値算定書を取得しておりません。

(本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置)

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けの実施にあたり、対象者の代表取締役社長である菅伸彦氏が公開買付者の完全親会社の株主でもあること、対象者の創業者、名誉会長、主要株主かつ筆頭株主である菅脩氏（所有株式：1,470,535 株、所有割合：21.81%）がその所有する応募予定株式の全てについて本公開買付けに応募する旨を合意していること等を考慮して、対象者の株主の皆様への影響に配慮し、本公開買付けの公正性を担保し利益相反を回避する観点から、以下の措置を実施しているとのことです。

(i) 対象者における対象者及び公開買付者から独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けにおける対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を確保するため、公開買付者及び対象者から独立したリーガルアドバイザーとして岩田合同法律事務所を選任し、同事務所から、本公開買付けに関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について法的助言を受けているとのことです。

(ii) 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成 30 年 11 月 5 日開催の対象者の取締役会において、対象者の取締役 6 名及び監査役 3 名のうち、菅伸彦氏を除く利害関係を有しない取締役全員及び利害関係を有しない監査役全員の一致により、本公開買付けが、創業家及びその一族の資産管理会社である公開買付者が対象者の安定的な大株主となり、菅脩氏が所有する対象者株式を適切かつ効率的に集約・管理することにより、対象者の企業価値を維持・向上していくための取組みを安定的に支える株主構成が構築され、将来的に発生する経営権の承継を円滑に行うことができる創業家一族の新体制を整備するものになると認められることを根拠として、本公開買付けに賛同するとともに、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を目的としたものではなく、本公開買付け後も引き続き対象者株式を東京証券取引所において売却する機会が維持されることから、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、対象者の株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。

なお、対象者の代表取締役社長である菅伸彦氏は本公開買付けに関して利益相反のおそれを回避し、公正性を高めるため、公開買付者と対象者との協議・交渉において対象者の立場からは参加しておらず、本公開買付けに関する対象者の取締役会の審議及び決議にも参加していないとのことです。

## ③ 算定機関との関係

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、第三者算定機関から株式価値算定書を取得しておりませんので、該当事項はありません。

(6) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
1, 470, 535 (株)	1, 470, 535 (株)	1, 470, 535 (株)

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(1,470,535株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の上限(1,470,535株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者の所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(7) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	5,530個	(買付け等前における株券等所有割合8.20%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	14,789個	(買付け等前における株券等所有割合21.94%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	20,235個	(買付け等後における株券等所有割合30.02%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	84個	(買付け等後における株券等所有割合0.12%)
対象者の総株主の議決権の数	68,008個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者が所有する株式は除きます。)に係る議決権の数の合計を記載しております。ただし、特別関係者の所有する株券等のうち菅脩氏が所有する応募予定株式1,470,535株については本公開買付けへの応募を予定していることから、「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、菅脩氏が所有する応募予定株式1,470,535株に係る議決権数(14,705個)を控除した数を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が平成30年8月9日に提出した第57期第2四半期報告書に記載された平成30年6月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式(ただし、対象者の所有する単元未満の自己株式を除きます。)についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者平成30年12月期第3四半期決算短信に記載された平成30年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(7,796,800株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(1,055,465株)を控除した株式数(6,741,335株)に係る議決権数(67,413個)を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(8) 買付代金 1,249,954,750円

(注) 「買付代金」は、本公開買付けにおける買付予定数(1,470,535株)に、本公開買付け価格(850円)を乗じた金額です。

(9) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地  
みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

② 決済の開始日

平成30年12月10日(月曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は平成30年12月25日(火曜日)となります。

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに応募する株主(以下「応募株主等」といいます。)(外国の居住者である株主(法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。))の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

④ 株券等の返還方法

下記「(10) その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を決済の開始日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後、速やかに応募が行われた時の状態に戻します。

(10) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(1,470,535株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の上限(1,470,535株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(100株)未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たないときは、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元(追加して1単元の買付け等を行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数)の応募株券等の買付け等を行います。ただし、切り捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付け等を行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付け等を行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超えるときは、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)減少させるものとし、切り上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決

定めます。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第 3 号イ乃至チ及びヌ並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、対象者が公開買付け期間中に令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条第 1 項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付け期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付け期間の末日の 15 時までに、応募受けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。したがって、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付け期間の末日の 15 時までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「(9) 決済の方法」の「④株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付け期間中、法第 27 条の 6 第 1 項及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（ただし、法第 27 条の 8 第 11 項ただし書に規定する場合を除きます。）は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。



⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付け期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付け届出書又は関連する買付け書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付け代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付け応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付け応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(11) 公開買付け開始公告日

平成30年11月6日（火曜日）

(12) 公開買付け代理人

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」、「(5) 本公開買付け後、対象者の株券等を更に取得する予定の有無」及び「(6) 上場廃止となる見込み及びその理由」をご参照ください。

4. その他

(1) 公開買付け者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

① 公開買付け者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成30年11月5日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議をするとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねる旨を併せて決議したとのことです。

上記対象者取締役会の決議の詳細については、対象者プレスリリース及び上記「2. 買付け等の概要」の「(5) 買付け等の価格の算定根拠等」の「② 算定の経緯」の「(本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置)」の「(ii) 対象者における利害関係を有し

ない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

② 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

③ 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

上記「2. 買付け等の概要」の「(5) 買付け等の価格の算定根拠等」の「② 算定の経緯」の「(本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置)」をご参照ください。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

「平成30年12月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)」の公表

対象者は、平成30年11月5日に、東京証券取引所において「平成30年12月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)」を公表しております。当該公表に基づく対象者の四半期決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該公表の内容については、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを受けておりません。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

① 損益の状況

会計期間	平成30年12月期 (第3四半期累計期間)
完成業務高	4,810,716千円
完成業務原価	2,928,469千円
販売費及び一般管理費	969,335千円
営業外収益	12,270千円
営業外費用	12,997千円
四半期純利益	581,423千円

② 1株当たりの状況

会計期間	平成30年12月期 (第3四半期累計期間)
1株当たり四半期純利益	86.61円
1株当たり配当額	—円

以上